

明治初期岩手県小学校教育費の社会的組織化と 統制に関する研究(その三)

根 津 修 貴 雄
(岩手大学教育学部)

第四章 学資金蓄積政策における問題

小学校経費の支弁と学校資本の蓄積を、区費外の学区人民の寄付金・割賦徴集金で同時進行的に図っていくことは、学区人民にとっては勿論のこと、県にとっても容易ならざることであつた。とはいえ、小学校教育費の社会的組織化の制度的欠如の下では、小学校費の安定的維持を図ることは容易ではなかつたから、県当局は、学校資本の蓄積・確立の具体的政策を確立することを課題として追られていた。本章では、この課題に、県がどのような形で応えようとしたのか、そこにおいていかなる問題が惹起されたのかを明らかにしようとするものである。

第一節 小学校費賦課と地価

明治政府は地租改正に抵抗する人民の運動の発展におされて、明治一〇年一月四日、地租を地価の二・五%に下げざることを余儀なくされたのであるが、同時に地租割民費を地租五分の一に制限する

「地租減額ニ付民費賦課定額」(太政官布告第二号)を定めた。これは、明治政府と人民との矛盾を緩和し、国税地租の安定的確保を図ると同時に、地方政府と人民との矛盾をも緩和して、政治的支配の安定化を図ろうとするものであつた。明治政府は地租減額による歳入減を様々な形で補填しその財政的基礎を補完・強化したが、地方にあつては、地租割減額と地租割制限強化は、地租収入の半減を意味し、その財政的基礎を危うくするものであつたから、これに對する方策が講じられねばならなかつた。それは、県・区においては、戸別割、戸産割等の賦課方法新設による歳入増、県・区費の使途費目制限的明確化・節減による歳出の合理化、他方では、県・区費以外の費用については人民の協議による抛出・負担の強要へと規制・方向づけられていく性質のものとして現われざるを得ないものであつた(これは明治一一年の地方税規則の制定によって果たされることになる)。

ところで、人民の協議による負担・抛出とされるものは、人民の自発的自由意思に委ねて自然に現実化されるような状況にはなかつた。既に、様々な民費が、旧高・反別に、或いは地租に、地租三分

の一と絡み合つて重合的に課賦・徴集されているのが現実であった。しかも、それは地方の情態と人民の協議によるものとされ、公法的徴収権の付与は政策的に避けられていた。したがって、地租の減率と地租割の制限強化に伴う県・区費に関する対策は、こうした人民の協議として徴集される民費の性格の複雑さに拍車をかけかねない契機を孕んで前提されていた。特に、土地賦課における矛盾的現実―地租の減率、地租割 $\frac{1}{2}$ の制限強化政策にも拘らず、様々な定額外民費が土地に賦課されている現実―を放置・容認したままでは、県・区費は勿論、人民協議による費用の徴集さえ困難になりかねないものであった。

岩手県では、明治一〇年二月、こうした現実の下で、地価賦課廃止の案すら検討されていたのであった。県は、坤三一号において、二月県総会議にかけるべく、区費賦課方法甲・乙二案を正副戸長に問議している。甲案は、地価課出による区入費(地租五分の一)を全部廃止し、各戸の財産上の資力を民費賦課の根基に据えようとするもの、乙案は区入費と各戸課金(家産身分に応じた五等級の課金)を区費とし、区入費に関する地元留置分はその十分の一(従来は五分の一)に制限縮小する、というものであった。二月県総会議は開催されるに至らなかったが、五月には、土地に賦課する区費の内、地元留置分は、十分の一に制限縮小され、九月の県臨時総会議において、高野善道(第一大区二番扱所戸長)他六名より「郡村一切ノ費用」は「正租五分ノ一ヨリ超過スヘカラス」と解釈する「区費減省ノ按」が提出されるという状況にあった。

これらはいずれも、地租割制限強化への岩手県における対応の事態を表わしていたが、そこにおいて求められていたものは、地価に賦課するという考え方の整理・統一であった。

ところで小学校費は、岩手県においては、既に述べたように、区費外の学区人民の協議によるものとされ、学校経費と学校資本金の

二重の割賦的徴集が課されていたから、地租割制限強化によって生ずる問題に対応を迫られていたといえよう。

明治一〇年四月一七日、県は「坤第八十号規則」を布達したが、それは、こうした事態のなかで、学校資本の蓄積を進行させるために学校費課賦の考え方を地価との関係において明確にしようとするものであった。即ち、学校(費)は、本来的には土地と関係するものではなく、それ故に地価に課賦すべき性質のものではない、という原則的前提を心得べきことを強調しながらも、にも拘らず地価額に依拠して課賦することを認めるのは、地価額を「各家ノ資産ト見做」すからであるとするものであった。

「各学校経費等課出之儀ニ付客年本県第三百九十七号ヲ以テ相達置候得共 一体学校ハ地所ニ関係アルモノニ無之 就テハ其費用モ地価ニ可課条無之旨追々指令及置候向キモ有之 然ルニ資本蓄積等未タ全備セザルヨリ到底臨時課賦ヲ要スルニ方リテ各部民ノ意向従前高割之慣習ニ因襲シ 其課出ノ便益ナルヲ以テ専ラ地価ニ依ルモノ多シ 本来地価ニ課スル民費ハ地租三分一(即改正前ノ額ヲ云)ヨリ超過スヘカザル成規ニシテ其三分一内四分ヲ定額区費トシ其一分ヲ地元ニ留メ置キ以テ極度ニ至ルヲ示シ置キタル儀ニテ 其余ノ諸費際涯モナク地価ニ課スル様ニテハ現ニ成規ノ課法ニ超過シ且有限ノ地価ヲ以テ無限ノ課賦ニ応スル 遂ニ其力ヲ勝ヘ難キニ至ルハ当然ノ理 素ヨリ校費ノ如キハ区費ト其情ヲ異ニスルモノニシテ 地価ニ不拘人口戸数或ハ学齡及分限等ニ課スルヲ以相当ト云ヘシ 然レモ右等篤ト相心得候上 各邨ノ情態人民ノ協議ニ寄リ各各地価ノ額ヲ以テ各家ノ資産ト見做シ之レニ当テ課賦ノ多少ヲ分ツハ敢テ無謂儀ニ無之 因テハ予テ相達置趣モ有之通本年七月以降区費課法モ追テ會議ノ節更ニ改正ヲ議スベキ場合ニ付 学費ノ儀モ其際尚方議定スヘキ次第モ有之 夫迄ノ儀ハ前年頭第三百九十七号達ニ基キ地価割ノ儀各地人民ノ協議ニ出テ候分ハ不苦候条 此例ニ依リ課出ヲ要スル節ハ学区内毎戸人民一同連署所轄戸長及組惣代ノ奥印ヲ得タル書面

ヲ以テ其節々伺出候儀ト可相心得此旨更ニ相違候事
明治十年四月十七日

第二節 学校資本蓄積政策の展開と問題

一、「学資出納規則」と「学資取扱条例」

(一) 県は明治一〇年一月二三日、坤第一五号をもって「学資出納規則」を定め正副戸長に布達した。

それは六カ条からなるものであったが、「各区学校資本金出納手続ノ儀(略)：受払帳簿等一定ノ成例無之自然区々ノ取扱相成他日勘査考検ノ便ヲ失シ夫レカ為人民ノ疑惑ヲ醸成候様ニ而ハ不都合ニ付」というように、学校資本の蓄積をより統制的・計画的に進める観点から、資本蓄積の考えと方策を提示し、帳簿書式を定めたものであった。それは「資本蓄積増殖ノ方法相立利子及受業料等ヲ以テ校費支消ニ足り維持法全備シタルモノ」即ち「資本ノ利子等ヲ以テ直チニ校費支消スルヲ」を認められるもの(第一類)と「蓄積中ニシテ維持法ノ未タ全備セサルモノ」即ち「仮令現今幾分ノ資本及利子等アルモ姑ラク其内ヨリ費用ヲ支消スルヲ得ス 月々乃至二三ヶ月毎ニ割合臨時課賦等適宜ノ方法ヲ仮設スヘシ」とされるもの(第二類)とに区分し、それに応じた帳簿書式として、特に後者の受払において「蓄積ノ分」と「当分臨時課賦」とを「混雜セサル為メ」「二様ニ」区別する様式を定め、さらに、学資出納専任者に学区取締或いは学校事務係を据えることとするものであった。みられるように、この「規則」の規制的機能として期待されたのは、資本の蓄積過程(第二類)を帳簿と学資出納専任者を通して把握・統制することによって、蓄積を進行させ、第一類の学校資本の確立を図ろうとするものであった。

(二) 「規則」布達後、各地から蓄積中の資本、とりわけ利子の経費支消の願、伺が県に提出される状況が生じていた。一月には、第二

三大区福岡学校の「本月份経費之儀学資寄附金之内より仕払致度」願⁽¹⁾ 第二〇大区小本・中嶋・中里の三学校の学校蓄積金利子仕払願⁽²⁾ 二月には、第一九大区田代学校、第八大区黒沼・似内・坂上・葛村の四学校の利子支消願、第一七大区糠前学校の積金利子の経費仕払願、第五大区日詰学校の蓄積金利子支消願等がそれである。これらの利子支消願には、次の如く資本の「全備」による利子支消の願と「全備」ではない蓄積過程中の利子支消の願とがみられたのであった。

① 黒沼学校三校の願は、資本金利子による学校経費支弁が「可能」となったことによるものである。

「蓄積金利子仕払願」

当部内学校共積金之儀ハ方今 黒沼学校金四百六十七円四十三銭五厘、葛村学校金五百六十二円二銭五厘、似内学校金四百九十九円九十二銭五厘、坂上学校金五百四十八円十二銭五厘立到候ニ付全学校校費右金額ノ利子ニ而仕払引足申候間 明治九年九月以降当分之内利子金支消仕度候 此段御許容被成下度奉願候 以上

第八大区二番扱所 学区取締補 阿部 哲藏

明治十年二月十四日

岩手県令 島 惟精 殿

(尤も、この場合、資本金(原資)が果して全備したものとみてよいかどうか疑義がない訳ではない。資本金の全備は、何回かの、或いは年賦的計画による寄付金の割賦的徴集と積立によって可能になるとすれば、学校資本金は、その殆んどが未だ蓄積途上にあつたと考えられ、右の金額が、短期間に徴集・組織されたそのままな訳にはいかなないであろう。全国的状況のなかには、寄付金を寄付当事者に預け置き、利子だけを抛出・徴集する例もいくつかみられるが、岩手県の場合にも、そうした例がない訳ではなかった(第二章参照)。このことは次の②③の場合にも同じことがいいうるであろう。)

②糠前学校も、学校資本金がほぼ「充備」したのか、受業料を廃止し、利子で学校経費を支弁し、不足の場合は義集金で補いたいとの伺を出している。

「奉伺候

第十七大区十五小区糠前小学校生徒受業料相廃蓄積金利子を以教師月給並校費仕払申度 尤別紙之通学校営繕並小学書籍器械調度仕候間 右費金引去り分ヲ資本ニ相立候分金三百四十三円右者消耗不仕 校費不足之節村方義集金為致此上資本額支消不仕候間 此段奉伺候 以上

明治十年二月十三日

第十七大区三番扱所

書役兼学区取締補 小笠原東吾
戸長兼学区取締 伊能 友寿

岩手県令 島 惟精 殿

一金三百六十二円八十五銭

糠前学校寄附金

内 金十二円七十銭四厘

学校営繕費

三円五十銭

単語図代

一円八十九銭六厘

書籍代

一円二十銭

地球儀代

五十九銭

学校印刷費

小以金十九円八十五銭

資本

差引金三百四十三円

右之通御座候 以上」

③田代学校の願は、貸付利子を「教員以下諸費」へ支消したいというものであったが、それは、資本が「全備」したと考えられてのことであったのかは不明である。

「田代学校資金加息支消願

先般当部内第十九大区十二小区田代村江小学校設立ニ付同村橋場清十郎以下百十三名ニ而金二百三十六円寄附仕度旨上申御聞届相成候 然処右金子貸付利子之儀者教員以下諸費江支消仕度候間 此段御聞届被成下度奉願上候 以上

第十九大区十二小区 田代村

明治十年二月

組惣代 皆川六衛門

(他二名)

学区取締兼戸長 高野 善道

岩手県令 島 惟精 殿」

④以上に対して、日詰学校の願は、学校経費の民費課賦負担の困難を理由として、蓄積中の資本金利子を学校経費に支消したいとするものであった。

「学費之儀ニ付願書

当日詰学校学費之儀者一昨明治八年まで蓄積金之利子支消仕 右不足之分ヲ旧石高並小間高ニ割賦仕来及候処 昨九年坤第十四号ヲ以向後寄附金等之利子ヲ原金ニ加江置 専一ヶ月之利子ヲ以校費ニ充ル迄蓄積致学費者別ニ学区内課賦之方法ヲ可設云々御達有之候得共 一昨年広地丈量以来彼是民費モ不容易相嵩 小間居一同困難罷有候ニ付 昨九年分ニ蓄積金利子八十四円九十一銭三厘六毛前述之通支消仕度……(以下略)」

(明治一〇年四月二五日、県は坤第九二号で「学資取扱条例」を制定した。それは前文的な「緒言」と八ヶ条からなるものであった。「緒言」は、臨時課賦による学校維持の欠陥を引合にして学校資本の制度的・経済的安定性、効用性を理念的に強調し、その蓄積、創設に向けて人民の努力を喚起しようとするものであった。

「：(略)：抑義集ノ資本ヲ以テ興学ノ美事ヲ賛成スル世ニ効アル焉ヨリ大ナルハ莫シ 其篤志榮譽ノ以テ不朽ニ伝フル而已ナラス終ニ其効用不知不識子孫育養ニ備フル遠謀ノ基礎トナリ 其便法ナル之レヲ臨時課賦ノ時々民産資力ヲ耗消スル徒為ニ比スレバ經濟得失ノ差違モ亦同日ノ論ニ非ス 此学也必ス不可廢 此維持法也必ス不可止モノナレバ人々専ラ意ヲ效ニ注キ一層勉勵シテ資本蓄積之良法ヲ起スヘシ：(略)」

「条例」八ヶ条の内容は概ね次のようなものである。

(i) 学校資本金は人民の協力有志からなるものであるが、蓄積方法・永遠維持保存見込は県庁へ申稟すること(傍点引用者、第一条)。

(ii) 寄付は金穀不動産其他物品等、有志の請願に任ずこと(第一条)。

(iii) 資本は消耗せず利子で一年の経費支消額に足る迄蓄積すること(第三条)。

(iv) 資本全備しない蓄積中の利子は支消してはならないこと(第四条)。

(v) 資本の増殖方法は、慎重に村民協議し、県庁に届出ること(第五条)。

(vi) 資本の永遠保存の健全な方法は「公債証書或ハ田畑宅地等購求スルカ又ハ分限相応ノ者へ髓ナル抵当質物等取置キ相当ノ利子ヲ以テ貸附」ること、その手続は「成規ニ照準」して行い嚴重に管理すること、「但資本ヲ貸附スルキハ其抵当ヲ調査シ協議書ニ小学区内ノ伍長六分以上連印ヲ要」すこと(第六条)。

(vii) 第六条但書に限らず「部内学資ノ保護法及貸附方或ハ校費定額外臨時多分ノ費用ヲ要スル」場合にも「正副戸長学区取締学校事務係掛組惣代伍長以上ノ連署シタル協議決録ヲ製シ扱所へ備置」くこと、「学校事務係以上ハ部内各村ヲ総理シ組惣代以下ハ其村限りノ事ヲ管理スル」こと(第七条)。

(viii) 学資出納の主務は学区取締・学校事務係が行い、毎月帳簿を作製し戸長・組惣代連印の上、扱所へ備置き、出納表は部民へ揭示公表すること(第八条)。

みられるように、この八ヶ条は、学校資本の確立を現実的な目標とすることを明確化し、その立場から蓄積過程における現実的諸問題の解決をめざすものであったといえる。即ち、蓄積過程中の利子については「資本未タ全備セス蓄積中ノ利子ハ収集毎ニ之レヲ資本ニ加入シ妾リニ支消セサルモノトス 但資本蓄積中ハ臨時課賦ノ方法相設ケ校費支消ノ管ニ付蓄積金ト臨時課賦金トヲ混同スヘカラサル」(第四条)というように、その支消は厳しく禁止され、また、貸附対象、手続きについても嚴重な統制を加えるものであった。

さらに注意されねばならないのは、学校資本の人民共有性の稀薄化である。即ち、第五課起案による「緒言」原案には、「果シテ其蓄積シタル資本ハ即チ人民ノ共有物ニシテ将来如何ナル事故アルモ無謂之レヲ他ニ没収セラルルノ理由ナキモノニシテ唯リ之レカ保護ヲシテ堅全ナラシメ以テ永遠不虧ノ法ヲ要スル而巴」と、学資金の人民共有性(それがイデオロギーであるとしても)を明瞭に表明していたのであるが、その部分は削除され、単に「果シテ其蓄積シタル資金アレバ之レカ保護法ナキヲ得ズ」とされてしまったことに端的に表われていた。

総じて「学資取扱条例」は、学校資本の確立へ向けての積極的な政策展開とみることができ、それはまた先に見た利子支消願が提出されてくる現実状況——一方では学校資本の確立の実際的可能性の存在、他方では、これを危うくさせる蓄積中の利子の支消問題——に対する認識・評価を媒介にした学資金統制政策でもあったといえる。また統制の必要の現実的増大に照応して、政策における学資金の人民共有性の観念すらも、当事者にとっては桎梏となりつつあったといえよう。

二、「学資課賦概例」

前述の如く学校資本金の蓄積過程の統制が図られつつあったが、その現実的必要に照応して学費のもう一つの側面である学校経費の徴集（資本全備に到る迄の臨時割賦等）に対する統制が強められざるを得ないのは必然のことであったし、それは既に「学資出納規則」においてもみられたところであった。県は、明治一〇年二月五日「学校維持法の問議」（翌一一年一月の県総会議に付すもの）として「学資課賦概例」（全八ヶ条）を正副戸長に布達した。⁽¹⁰⁾

それは、学校維持方法には「資本ノ充備スル」と「時々課賦スル」の「二様」あるが、「資本充備ノ方法固ヨリ一時容易ニ成ルモノニ非レハ其資本方法不立モノハ時々課賦ヲ以テ校費支消ニ支梧ナカラシムル管ナレ共 其課賦徴収期限等一定ノ法ナキハ或ハ各区ノ協議区々ニ出テ課賦淹滞費途ノ支出ニ蹶躓シ遂ニ学事遂巡ノ徴ヲ醸成スル必然ノ勢ナリ 抑学制ノ御主意ヲ遵奉シ教育ノ普及旺盛ヲ期スルニ方リ学費徴収ノ忽諸スヘカラサル 其権衡区費ト相軽重セサルモノニシテ 齊シク人々ノ務メズンバアル可カラサル素ヨリ言ヲ俟サル処ナリ」というように、学校資本の充備という基本的な政策的立場から学校経費の徴集を位置づけ「一定ノ法」の制定と、学校経費人民負担の義務性觀念の強調によって、「学事遂巡ノ徴」を統制的に解決しようとするものであった。その具体的内容は概ね次のようなものであった。

- (i) 各校一ヶ年の経費定額を定め、課賦すべきこと（第一条）、課賦の方法を設けた場合には受業料を免除すべきこと（第四条）。
- (ii) 定額金課賦収入期限を、前半額（一月〜六月分）は前年の一月一日迄、後半額（七月〜十二月分）は其年の六月一日迄とし、各級所に納入すること（第三条）。
- (iii) 割賦の方法は戸別と分限とによって行ふこととし、戸別割は「貧富平等」一戸ニ付五銭以上とし、「其余残り」は分限に應じ

て割賦すること、但し「極貧ニシテ他ノ扶助ヲ仰ク等ノ者」は村内熟議によって課賦免除できること（第三条）。

(iv) 徴集した学費は、正副戸長、学区取締が嚴重に管理し、学資出納規則にもとづいて取扱うこと（第四条）。

みられるように、これは、各校の一年間の学校経費を定額化し、課賦徴集すべき額を明確化した点、課賦方法設定を条件に受業料を免除し、受業料納入者を「篤志請願ノ者」と性格づけた点、課賦収入期限を区費のそれと一致させた点、割賦方法において地価への賦課を避け、戸別割を基本とした点からすれば、学校経費の人民負担義務・強制徴集の性格を一段と鮮明にしたものであり、それは他面からすれば、学校資本金政策の遂行という基本路線に位置づけられた統制政策であったといえるであろう。

三、利子支消問題と県の対応

(一) しかしながら、坤第九二号の県の厳しい方針にも拘らず、布達後においても、利子支消願が各地から提出されてくる状況がみられた。明治一〇年五月の、第一六大区七小区（鳥海学校）からの願は、利子を支消せず別途課賦によって経費を支弁する方針に対する学区人民の相当の抵抗を窺わせるものである。

「学費之儀ニ付上申

第十六大区六番沖田扱所

二等戸長兼学区取締 三井 包藏

当部内七小区鳥海学校之儀者明治七年六月新設仕候得共 月々校費方法相立不申候ニ付 昨九年三月中 村内協議仕一統ニ而金三百九十四円五十銭学資金相備右利子年ニ六月十二月ニ両度支出仕払仕候儀ニ取据候趣御座候得共 学事御規則ニ相悖リ候ニ付 蓄積金利子ヲ以年々経費ニ充引足候迄ハ別途校費ハ課出相設 永久盛大ヲ計リ候様再応協議ヲ尽シ候得共 未タ決議不仕候儀御聞届被成下度 然ル上ハ本年よりハ前申之

御達通如何様共方法相設資金蓄積相成様仕度此段申上候 以上
 明治十年五月廿三日⁽¹⁰⁾

これに対して県は「昨九年中ヲ限り校費ニ支消致度願情実無余儀
 相聞候条聞届候事」(傍点引用考)と指令し、坤第九二号の方針を
 確認している。

九月には、第二〇大区の穴沢、門の二学校から、貸付利子金の校
 費支消の伺が提出されているが、県は「本年四月坤第九十二号達ニ
 抵触不都合ニ付他ニ方法ヲ設ケ可伺」と不許可にしている。⁽¹¹⁾一〇月
 には、第六大区の枋内学校から資本金利子支消願が出されているが、
 これも「坤第九十二号達に抵触不都合ニ付難聞届」として不許可に
 されている。⁽¹²⁾
 翌一一年五月には、第一四大区の蝦島学校から利子支消願が出さ
 れている。

「当部内蝦島学校寄付金之儀者利子金ヲ以学費ニ充テ 寄付無之人名ニ
 限り別ニ課賦致度事ニ協議仕候間 予テ公布之趣モ有之何分利子共蓄積
 可致管ニハ候得共一統協議之趣モ有之 寄付ノ者ハ学費課賦仕候ハハ人
 民不平ヲ唱ヒ不都合不少 就而ハ明治十年七月ヨリ十二月ニ至ル学費之
 内利子金三円及向年共寄付金利子支消相成候様御許容被成下度此段奉願
 候也」⁽¹³⁾

ここにおいては、寄付する者と課賦される者とに分裂するほどに
 学校費の人民負担が重荷として把えられているのであるが、それは
 他面からすれば資本金蓄積と学校経費課賦が両立し難い状況にあつ
 たことを示すものであろう。これに対しても県は「昨十年四月坤第
 九十二号御達之通 資本金全備セサルノ間ハ利子蓄積致管ニ付 右御
 達ニ抵触シ不都合之儀ト被考候」⁽¹⁴⁾「難聞届」として不許可にしている。

六月には、第二三大区の浄法寺学校の利子金支消が提出されてい
 る。

「当浄法寺学校江金三百円寄賦仕度儀昨明治十年六月願上候処 願之通
 御聞届ニ相成 難有仕合奉存候 随而右寄賦金之儀者元利共蓄積仕置可
 申者勿論之儀ニ付 月々之分別途ニ集金仕度般今協議候得共何分□□
 間 随而目途相立候迄之間 右寄賦金仕置候三百円之利子金之分校費之
 内江相立猶不足之分者学区内より集金仕月々之費額ニ相充ル様仕度旨前
 条利子金支消之儀御詮議ヲ以御許容被成下度此段奉願候 以上」⁽¹⁵⁾

ここにおいても、学校資本金の蓄積と学校経費課賦が両立し難い
 状況がみてとれるのであるが、これに対しても県は、「資本金全備
 セサル間ハ利子支消不相成旨昨十年四月坤第九十二号御達之趣モ有
 リ 右ニ抵触不都合と被考候」と不許可にしている。

他方、これらの利子支消願とは異って、一年間の学校経費を利子
 金でほぼ支弁できるだけの資本を蓄積したとみられる伺もない訳で
 はなかった。第二一大区の宇部、野田、玉川の三学校の利子支消伺
 はそうした性質のものであった。次に掲げるのは宇部学校の伺であ
 る(野田、玉川学校の伺も同様の体裁と性質である。⁽¹⁶⁾)

「宇部学校蓄積金利子支消ニ付一ヶ年平均出納見込取調
 現今蓄積高

一 金六百十三円五十銭九厘

内訳

一 金四百七十七円三十銭九厘 明治九年ヨリ本年四月マテ元利

一 金百三十六円二十銭 本年四月寄付金

一 収利 一分八厘

一ヶ年金百十円四十銭 但一ヶ月金九円二十銭ツ、

一 生徒受業料

一ヶ年金三十円四十二銭 但一ヶ月金二円五十三銭五厘ツ、
右収入一ヶ年金百四十四円八十二銭

一 学校費用

教員給料 一ヶ年金七十二円 但一ヶ月金六円ツ、
学校事務係給料 一ヶ年金九円六十銭 但一ヶ月金八十銭ツ、
書籍入費 一ヶ年金十八円 但一ヶ月金一元五十銭ツ、
器械入費 一ヶ年金十二円 但一ヶ月金一元ツ、
薪炭油費 一ヶ年金二円四十銭 但一ヶ月金二十銭ツ、
筆墨紙代 一ヶ年金三円六十銭 但一ヶ月金三十銭ツ、
借家賃 一ヶ年金六円 但一ヶ月金五十銭ツ、
誌 雜 費 一ヶ年金四円五十八銭四厘 但一ヶ月金三十八銭
右費用一ヶ年金百二十八円十八銭四厘
差引 金十二円六十三銭六厘 一ヶ年

右之通御座候間本年五月分ヨリ学校誌費蓄積金利へ生徒受業料ヲ合シ月々支消仕度此段奉伺候 以上（明治一〇年七月）

これは受業料収入を猶前提としているものではあったが、県は、ほぼ資本が全備したとみなしたのであるうか、「本年五月より蓄積金利子ヲ以テ校費ニ相充度伺ノ趣聞置候事 但学資貸附法詳細取調証書写相添可届出事」と許可を与えている。

以上の如く、資本の「全備」による利子支消願は別として、資本蓄積中の利子支消願に対しては、県は坤第九二号を盾にして極めて敵しい拒否的姿勢で臨んだのであった。こうした利子支消願の提出にまで及んだものは、全体からすれば極めて少数であった。しかしながら、それは、資本蓄積と学校経費の課賦徴集が、全体として県の方針通りに矛盾なく同時に、進行していたことを意味するものではなかったであろう。それは、資本全備による利子支消願は、宇部・野田・玉川の三学校のみであること、それにもまして先のいくつかの利子支消願にみられる学区人民の不平・抵抗が窺われる状

況からすれば、恐らくは、一方では資本蓄積を緩漫に進行させながら、他方では利子支消願にまで到らない矛盾緩和的实际的解決を図っていたのが支配的な現実状況ではなかったのかと推測され、むしろ、矛盾状況にあったことを意味するものであったと考えられるであろう。（この支配的現実状況がどのようなものであったのか、それを明らかにすることは現在の段階では資料が之しく困難であり、今後の課題とせねばならない。）

(二) こうした現実的状况からすれば、坤第九二号を盾にして蓄積中の利子支消を一樣に不許可にするという県の姿勢は、資本蓄積の政策そのものに由来していたとはいえず、政策自体にとって現実的有効性を与えるものでは必ずしもなかったようである。というのも、坤第九二号の敵しい方針に敢えて抵触しての利子支消願の提出は、学校費政策の潜在的矛盾を露わな形で現実化させたものともいえるからである。

こうした事態を反映してか、県は、明治一一年七月一五日、坤第九一九号を起案、布達し、資本全備は「将来ノ遠ヲ期セザレバ效ニ到リ難キモノ居多ナリ」という現実、さらに蓄積中の利子を支消しなければ学校経費の維持が困難であることの現実を認めざるを得なくなり、坤第九二号を機械的に適用することを避ける方針を表明するに到った。

「御達し議

各区学校蓄積金利子金ハ資本全備年中ノ校費定額ニ至ル迄ハ支消不相成例規ニ有之候者資本増殖方法ニ於テ良法タルハ勿論ニ候得共 實際ニ在テハ即今資本全備其利子ヲ以テ校費定額ニ足ルモノハ稀ニシテ将来ノ遠ヲ期セザレバ效ニ到リ難キモノ居多ナリ 然ルニ右全備ニ至ラサルモノノ中 即今学費支出方難渋ニシテ右利子ヲ以テ幾分ノ補ニ充テ不申候間 實際差支之義モ有之（效ニ一例ヲアゲン今蓄積金ノ利子若干アリ其金額ノ稍校費ニ足レリトシ仮リニ資本全備ト見做スモ實際其校相立ツ

ノ定額ヲ予算シ果シテ其限額ニテ不足ヲ生スルハ之レヲ資本金全備トハ難斗申 然ルハ規則ニ抵触スルヲ以テ其支消ヲ忌止メ更ニ課賦等ノ方法ヲ設ケサルヲ得サルノ類」 依而者自今無抛右利子ヲ支消致度出願ノ向ハ臨時御許可相成様仕度御達按トモ取調此段相伺也

坤第百十九号 輪廓付

正副 区长

正補 学区取締

(御指令案)

校費ノ都合ニヨリ未ダ資本金全備ニ至ラザルモ右利子ヲ支消不致候而者 實際差支之向モ有之哉ニ相聞候ニ付 自今右差支有之分ニ限り資本金蓄積中タリトモ右利子支消方差許候儀モ可有之条」

これが布達として出されるや各地から次々に利子支消願が出されてくる状況が生じた。

それらを列挙すると次の通りである。⁽¹⁵⁾

- 月 日
- 7・27 第一四大区蝦島学校
 - 8・6 第二〇大区二番扱所、六番扱所部内学校
 - 8・6 第一八大区二番扱所部内学校
 - 8・8 第一二大区小田代学校
 - 8・13 第一五大区千厩学校
 - 8・15 第二三大区浄法寺学校
 - 8・26 第一七大区附馬牛、駒木、松崎、光興寺学校
 - 8・26 第一九大区小国、江繋学校
 - 10・5 第一七大区二番扱所部内学校
 - 10・16 第八大区柵目、巧坂、台学校
 - 10・21 第八大区本城、花巻学校
 - 12・12 第二三大区釜沢学校
- これらの支消願の中には、先に坤第九二号によって許可されな

った蝦島、小田代、浄法寺学校の再度の願も含まれていたが、いずれも、県によって「事情無余儀ニ付聞届候事」と認められるに到っている。

これらの利子支消願は、そのいずれも、坤第九二号通りには、資本金蓄積と学校経費の課賦徴集とを両立させることが、人民の経済的条件においていかに困難であるかを訴えるものであった。そのいくつかを次に紹介してみよう。

「学校資本金積立年限中利子遺払願

第八大区三番柵目扱所

学区取締 名須川錢五郎

学区取締補 吉田 隆人

奉職ノ部内ノ如キハ人民概シテ余積無之 然所一統精々尽力向五ヶ年ヲ以テ学校資本金 巧坂 柵目 台三校ニテ金五百円余積立候事協議ノ上願上既ニ御指命ニモ相成然候 然ニ此上積立年限ノ内別途戸口等ハ賦課ノ学校相続仕候様ニテハ極困迫可仕候 依テ本年坤第百十九号御達ニヨリ奉願候間 年限中ト雖モ蓄積金利子ヲ以テ当五月ヨリ各校〔諸〕支消相成候様被成下度此段奉願上候 以上⁽¹⁶⁾」

「本城 花巻両校寄附金利子支消願

当部内本城花巻両校設置経費ノ儀ハ生徒受業料其他戸数戸産ニ課賦シ維持ノ積ニハ候得共 不足ノ分ハ一時戸数戸産ノミ課賦候テハ人民於兼堪情実不堪故ニ生徒受業料及寄附金利子ヲ支消シ其不足スル分ヲ戸数戸産ニ課賦シ維持仕度 尤寄付金ノ儀ハ積年基礎相立候迄ハ蓄積致管ニ候得共前願ノ事情不得止次第二御座候間 利子金支消之儀ハ御聞届相成度(以下略)⁽¹⁷⁾」

岩手県の明治初期における小学校教育費政策は、学校資本の創出・蓄積・確立を基本路線として展開されたのであったが、それは、

人民の抵抗や利子支消問題の矛盾的事態を惹起させた如く、人民の経済的条件や教育要求との関連においては跛行的に進行せざるを得ない性格を有するものであった。こうした跛行的性格が明治一〇年代から二〇年代にかけての国家の教育費政策と関って、岩手県においていかなる展開をみることになるのか、そしてその過程で、学校資本金政策が、小学校教育費における公教育費の成立においていかなる位置を与えられることになるのか、これが次の課題となるものである。

注

第四章

- (115) 前掲『岩手県議会史第一巻』一七八〜一八六頁
- (116) これに対し、議長の県令島惟精は「其正租五分ノ一ニ超過スヘカラスト云フハ地価ニ課スルノ額ニシテ郡村一切ノ費用五分ノ一ヨリ超過スヘカラストノ主意ニ非ス中略 朝廷ニ於テモ深ク御会議被為仕地租ヲ改正シテ地価百分ノ三ト為シ又二分五厘ト為シ随テ区費ノ地租三分一ヲ五分一ニ減セラレタリ中略 郡村一般費用ヲ地租五分ノ一ニテ仕賄ヘトノ御主意ニ非ス 区費一定スル迄ハ各県適宜ニ課賦セヨト云フ達ニ依テモ其意ハ照々タリ 各員其意ヲ了得セサレハ人民取扱上ニモ差支アリ故ニ今故サラニ其意ヲ述フ」とし「管内一般協議ノ上ナレハ地価ニ課スルモ差支ナシ各員其意見陳スヘシ」と述べている。「本案ニ同意スル者百三組同意セサル者十四組」とあるが、「本案」が「建議按」を意味するならば、県令の見解は否定されたことになるが、その後の実態からすれば、「建議按」が可決されたと考えることには困難が伴う。『岩手県議会史第一巻』一九三〜四頁
- (117) 「明治十年坤號達綴」(通番号10) 文書課 県庁所蔵
- (118) 同右
- (119) 「明治十年岩手県公文類纂」(小学校費二) 第三課学務 五八号 県庁所蔵

- (120) 同右 一八号
 - (121) 同右 四〇号
 - (122) 同右 四二号
 - (123) 同右 四六号
 - (124) 同右 五六号
 - (125) 注(118)に同じ
 - (126) 「明治十年岩手県公文類纂」(小学校六) 学務部 県庁所蔵
 - (127) 「明治十年坤號達綴」(通番号9) 文書課 県庁所蔵
 - (128) 「明治十年岩手県公文類纂」(小学校費二) 学務部 二九号 県庁所蔵
 - (129) 「明治十年岩手県公文類纂」(小学校費四) 学務部 一〇号 県庁所蔵
 - (130) 同右 一六号
 - (131) 「明治十一年岩手県公文類纂」(小学校費三) 学務部 六号 県庁所蔵
 - (132) 同右 二二号
 - (133) 「明治十年岩手県公文類纂」(小学校費三) 学務部 二三号 県庁所蔵
 - (134) 「明治十一年岩手県公文類纂」(第二四冊) 学務部 三五号 県庁所蔵
 - (135) 前掲『岩手県教育史資料第六集』一七〜二六頁より作成
 - (136) 「明治十一年岩手県公文類纂」(小学校費三) 学務部 一五号 県庁所蔵
 - (137) 同右 八号
- 本研究は、昭和五年度および五六年度の文部省科学研究費補助金「総合研究(A)」（代表者、荒井武・東北大学教育学部教授）による共同研究「東北地方における近代学校成立過程の実証的研究」の成果の一部として執筆したものである。
- (一九八四年十月十五日受理)